

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県消費者基本計画
意見募集の趣旨	<p>静岡県では、平成30年度から令和3年度までを計画期間とする「第3次静岡県消費者行政推進基本計画」を策定し、様々な消費者行政施策を展開してきました。このたび、現行計画の成果と課題及び、令和4年4月からの成年年齢の引下げ、高齢化の更なる進行、デジタル化の急速な進展、持続可能な社会の実現に向けた気運の高まり等、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年度からの4年間を計画期間とする「静岡県消費者基本計画」を策定することとしました。なお、本計画は、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画と一体化して策定します。</p> <p>県民の皆様の御意見を適切に反映し、より実効性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和3年12月21日(火)から令和4年1月16日(日)まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書(様式自由)を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6(県庁西館6階) 静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2642 静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課</p> <p>3 電子メールの場合 shohi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課消費者支援班 電話番号 054-221-2175</p>
備考	<p>いただいた御意見(類似する御意見はまとめた上で)に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p>

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>静岡県では、全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、第1次計画（平成12～16年度）から第5次計画（平成30年度～令和3年度）に至るまで、約20年間、多方面にわたる様々な取組を行ってきました。          ハート・ソフト・ハードの3つの分野を柱としたこれまでの取組を継続するとともに、ユニバーサルデザインを取り巻く社会環境の変化に対応するため、令和4年度を始期とする新たなユニバーサルデザイン施策の推進に関する計画を策定します。          県民の皆様の御意見を適切に反映し、より実効性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和3年12月21日（火）から令和4年1月16日（日）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。          なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>1 持参又は郵送の場合          〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館6階）          静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課          2 ファクシミリの場合          054-221-2642          静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課          3 電子メールの場合          shohi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>静岡県暮らし・環境部 県民生活局 県民生活課 協働推進班          電話番号 054-221-3153</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので、御了承ください。          電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p>

県民意見の募集について

計画等の案の名称	ふじのくに防犯まちづくり行動計画
意見募集の趣旨	<p>「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」とは、犯罪の起きにくい社会づくりのために県が行うべき具体的施策及び数値目標等をまとめたものです。</p> <p>現行動計画の目標年度が令和3年度（2021年度）であることから、これまでの施策の検証と今後の課題について検討し、防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部において審議し、策定しました。</p> <p>県民の皆様の意見を適切に反映し、より実効性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和3年12月21日（火）から令和4年1月16日（日）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課防犯まちづくり班</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-5516</p> <p>3 電子メールの場合 kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課防犯まちづくり班 電話番号 054-221-3715</p>
備考	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので、御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p>

県民意見の募集について

計画等の案の名称	ふじのくに多文化共生推進基本計画
意見募集の趣旨	<p>静岡県は、「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）の4年間とする次期「ふじのくに多文化共生推進基本計画（案）」を策定しました。</p> <p>本計画は、今後4年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、多文化共生を取り巻く現状や社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて策定しています。</p> <p>県民の皆様の御意見を適切に反映し、より実効性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和3年12月21日(火)から令和4年1月16日(日)まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県暮らし・環境部県民生活局多文化共生課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2642 静岡県暮らし・環境部県民生活局多文化共生課</p> <p>3 電子メールの場合 tabunka@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県暮らし・環境部県民生活局多文化共生課 電話番号 054-221-2178</p>
備考	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので、御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p>

県民意見の募集について

計画等の案の名称	第4次静岡県環境基本計画
意見募集の趣旨	<p>静岡県環境基本計画は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。</p> <p>改定版第3次静岡県環境基本計画の策定（平成28年3月）以降、本県の環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。国際社会では、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成に向けた取組の本格化やESG金融の拡大など、持続可能性の追求に向けた流れが加速しています。国内では、2020年10月に首相により「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされるなど、脱炭素社会に向けて大きく舵が切られました。さらに今般の新型コロナウイルス感染拡大により、プラスチックごみの増加や新型コロナウイルス感染収束後の温室効果ガス排出量のリバウンドが懸念されるなど、新たな課題が浮き彫りとなりました。また県内では、大規模開発と地域の自然環境や生活環境との調和などの環境を取り巻く諸課題が顕在化しています。</p> <p>こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応していくため、来年4月の施行に向け、「第4次静岡県環境基本計画」を策定することとしました。</p> <p>このたび、計画案がまとまりましたので、県民の皆様から広く意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和3年12月21日（火）から令和4年1月18日（火）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について、照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所、連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 くらし・環境部環境局環境政策課（県庁西館6階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2940（くらし・環境部環境局環境政策課）</p> <p>3 電子メールの場合 kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	くらし・環境部 環境局 環境政策課 企画班 電話番号 054-221-2919
備考	<p>いただいた意見（類似する意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。</p> <p>個別の回答はしませんので、御了承ください。</p>

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>第13次鳥獣保護管理事業計画</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理事業に係る県行政の基本計画です。          本県では、現行の第12次鳥獣保護管理事業計画を平成28年度に策定し、平成30年度に、鳥獣保護管理法が改正されたことに伴い、計画の一部変更を行ったところですが、この計画が令和4年3月31日で終期を迎えるため、令和4年度からの「第13次鳥獣保護管理事業計画」（令和4年度から令和8年度までの5年間の計画）の策定を進めております。          このたび、その計画案を作成しましたので、当該計画案に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和3年12月21日（火）から 令和4年1月18日（火）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。          なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>1 持参又は郵送の場合          郵便番号 420-8601          静岡市葵区追手町9-6 くらし・環境部環境局自然保護課（県庁西館6階）          2 ファクシミリの場合          054-221-3278（くらし・環境部環境局自然保護課）          3 電子メールの場合  <a href="mailto:shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp">shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp</a></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>くらし・環境部 環境局 自然保護課 野生生物保護班、鳥獣捕獲管理班          電話番号 054-221-2719</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので御了承ください。</p>

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）は、下層植生の衰退など生態系へ影響を与えているニホンジカについて、長期的観点から管理を行う計画です。</p> <p>本県では、現行の第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第4期）を平成28年度に作成したところですが、この計画が令和4年3月31日で終期を迎えるため、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）」（令和4年度から令和8年度までの5年間の計画）の作成を進めております。</p> <p>このたび、その計画案を作成しましたので、当該計画案に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和3年12月21日（火）から令和4年1月18日（火）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>1 持参又は郵送の場合 郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9-6 くらし・環境部環境局自然保護課（県庁西館6階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3278（くらし・環境部環境局自然保護課）</p> <p>3 電子メールの場合 <a href="mailto:shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp">shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp</a></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>くらし・環境部 環境局 自然保護課 鳥獣捕獲管理班 電話番号 054-221-3332</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので御了承ください。</p>

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）は、県内一部地域において農林業被害を発生させているカモシカについて、長期的観点から管理を行う計画です。</p> <p>本県では、現行の第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第5期）を平成28年度に作成したところですが、この計画が令和4年3月31日で終期を迎えるため、「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）」（令和4年度から令和8年度までの5年間の計画）の作成を進めております。</p> <p>このたび、その計画案を作成しましたので、当該計画案に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和3年12月21日（火）から令和4年1月18日（火）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>1 持参又は郵送の場合 郵便番号 420-8601 静岡県葵区追手町9-6 暮らし・環境部環境局自然保護課（県庁西館6階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3278（暮らし・環境部環境局自然保護課）</p> <p>3 電子メールの場合 <a href="mailto:shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp">shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp</a></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>暮らし・環境部 環境局 自然保護課 鳥獣捕獲管理班 電話番号 054-221-3332</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので御了承ください。</p>



県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）は、県内において農林業被害を発生させているイノシシについて、長期的観点から管理を行う計画です。</p> <p>本県では、現行の第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第3期）を平成28年度に作成したところですが、この計画が令和4年3月31日で終期を迎えるため、「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）」（令和4年度から令和8年度までの5年間の計画）の作成を進めております。</p> <p>このたび、その計画案を作成しましたので、当該計画案に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和3年12月21日（火）から令和4年1月18日（火）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<p>1 持参又は郵送の場合 郵便番号 420-8601 静岡県葵区追手町9-6 暮らし・環境部環境局自然保護課（県庁西館6階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3278（暮らし・環境部環境局自然保護課）</p> <p>3 電子メールの場合 <a href="mailto:shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp">shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp</a></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>暮らし・環境部 環境局 自然保護課 鳥獣捕獲管理班 電話番号 054-221-3332</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、直接回答はいたしませんので御了承ください。</p>

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>第4次静岡県循環型社会形成計画（案）</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>本県では、循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、行政の主体的行動を促進するための実践行動計画として、平成18年度に「静岡県循環型社会形成計画」を策定して以来、廃棄物の削減などに取り組み、現在第3次計画を推進中ですが、循環型社会形成の実現のためには、これまでの取組を更に進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要があります。</p> <p>このため、現計画の進捗状況を踏まえつつ、令和4年度を開始年度とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推し進めます。</p> <p>ついては、この計画案について県民の皆様の御意見を募集します。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次静岡県循環型社会形成計画（計画期間：平成18～22年度）</li> <li>・第2次静岡県循環型社会形成計画（計画期間：平成23～27年度）</li> <li>・第3次静岡県循環型社会形成計画（計画期間：平成28～令和3年度・現行）</li> <li>・第4次静岡県循環型社会形成計画（計画期間：令和4～8年度）（今回案）</li> </ul>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和3年12月21日（火）から令和4年1月18日（火）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<p>持参・郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、意見の内容について、照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所又は連絡先（電話番号等）を必ず明記してください。</p>
<p>意見の提出先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持参・郵送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（県庁西館6階）</li> <li>・FAX 054-221-3553（静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）</li> <li>・電子メール hai@pref.shizuoka.lg.jp</li> </ul>
<p>問い合わせ先</p>	<p>くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 資源循環班 電話：054-221-2426</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページ等でお示しします。</p> <p>意見を提出された方への個別回答はいたしませんので御了承ください。</p>

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン
意見募集の趣旨	<p>人口減少の進展による一般廃棄物排出量の減少が見込まれる中、環境省は、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、各地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が必要であるとし、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号）」を発出し、全都道府県に令和3年度末までに、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に係る計画（原則10年間）の策定を求めました。</p> <p>このため、静岡県では、県内市町等と合意形成を図りながら上記計画となる「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」の策定を進めています。</p> <p>このたび、計画案がまとまりましたので、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和3年12月21日（火）から令和4年1月18日（火）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所又は連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持参・郵送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課</li> <li>・FAX 054-221-3553 静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課</li> <li>・電子メール hai@pref.shizuoka.lg.jp</li> </ul>
問い合わせ先	<p>暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課資源循環班 電話：054-221-2137</p>
備考	<p>いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p>